

道路特例承認の期間について

平成28年度の特例承認期間の設定についても過去からの経過も含め、基本的な姿勢は変わらないのですが、平成28年度は9月24日が土曜日、25日が日曜日であることから、シャトルバスの運行とあわせ調整が必要なものと考えます。

平成25年度

平成25年7月2日（火）から平成25年9月23日（月）

平成26年度

平成26年6月21日（土）から平成26年9月23日（火）

平成27年度

平成27年6月20日（土）から平成27年9月23日（水）

平成28年度

平成28年6月20日（月）から平成28年9月23日（金）

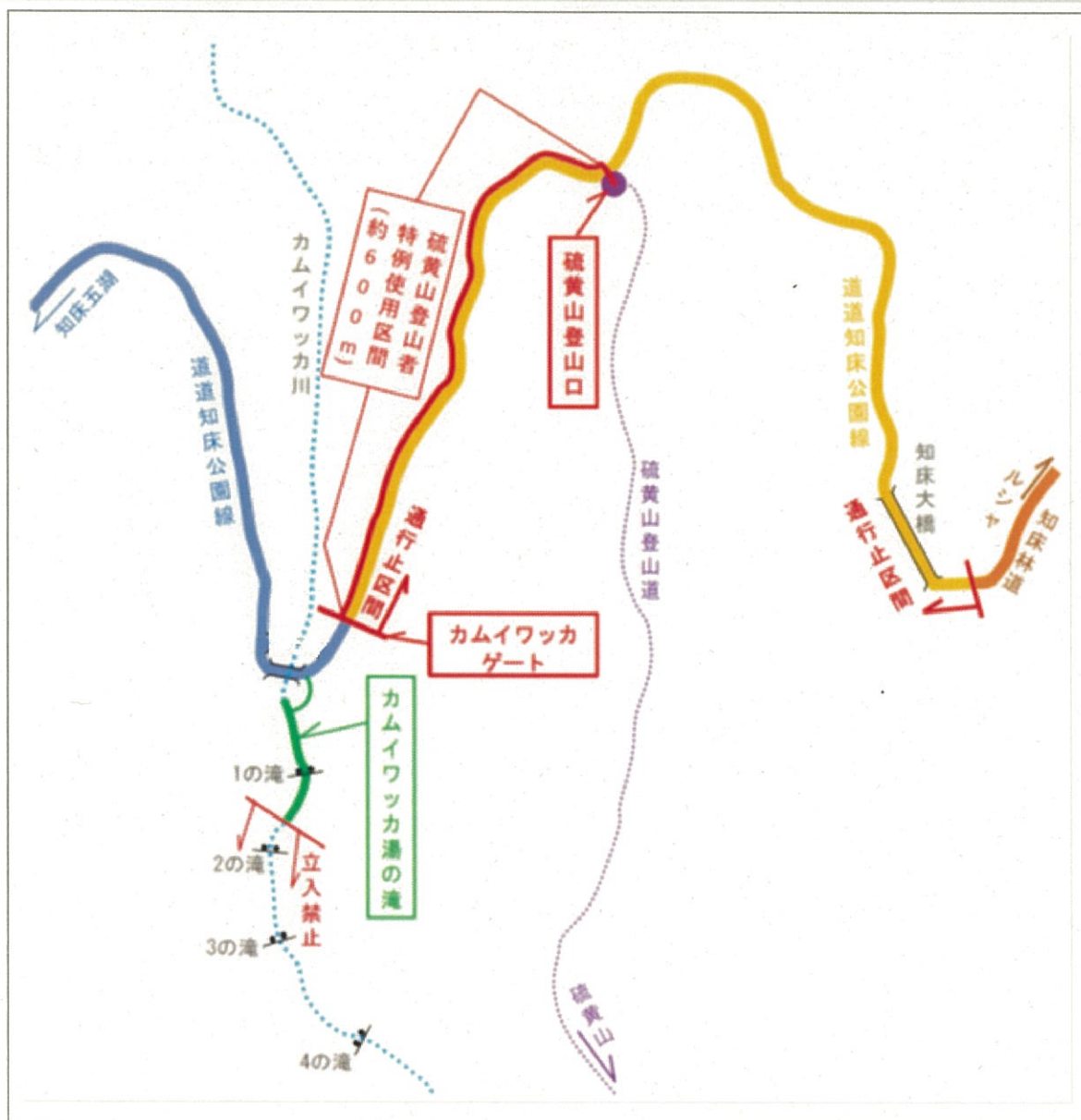
9月20日 （火）	9月21日 （水）	9月22日 （木）	9月23日 （金）	9月24日 （土）	9月25日 （日）	9月26日 （月）
--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------

硫黄山登山及び知床連山縦走を計画されている登山者の皆さまへ

2006年度以降、道道知床公園線のカムイワッカ～知床大橋間（下図参照、カムイワッカゲート以奥）は、落石の恐れがあるため、通行止めとなっていました。この通行止め区間内には硫黄山登山口があるため、実質的に硫黄山登山及び知床連山縦走ができない状況が続いておりましたが、2011年度から登山者に限り通行を認める制度が試行的に実施されることとなりました。

この案内書に基づき、硫黄山登山・知床連山縦走を計画されている登山者の皆さまにおかれましては、下記に記載の事項を十分にご理解の上、所定の手続きを経て、この試行制度をご活用下さい。

1. 硫黄山登山口・カムイワッカ湯の滝付近 概況図



平成27年度版（参考）

2. 通行止区間における特例使用制度の概要

この「通行止区間における特例使用制度」とは、道路法に基づき通行止めとなっている区間（カムイワッカゲート～知床大橋間）において、次の条件下で利用できる試行制度です。

- ① 制度適用区間は、通行止区間のうち、カムイワッカゲートから硫黄山登山口までの約 600m 区間です。硫黄山登山口から知床大橋までは通行できません。
- ② 制度適用者は、登山者に限られます。観光目的など、登山以外を目的とする利用は認めていません。
- ③ 制度期間は、平成 27 年 6 月 20 日（土）から平成 27 年 9 月 23 日（水）までです。それ以外の期間は利用できません。（開始日は道道知床公園線の冬期通行止め解除により決定します。）
- ④ 通行方法は、徒歩に限られます。乗用車、バイク、自転車などは利用できません。
- ⑤ この案内書の内容を確認していただき利用にあたっては、この通行止め区間に落石の危険性があることを認識した上で、特例使用申請書を事前に提出する必要があります。また、この際、申請書に書かれた確約事項内容を確認し、同意することが求められます。申請の方法は、次項に記載のとおりです。

3. 特例使用の申請方法

（1）申請書の入手、確約事項の確認

- ① 別添の申請書をそのまま利用するか、網走建設管理部の HP などからファイルをダウンロードして、申請書を入手します。
- ② その申請書に記載された「確約事項」に同意できるかを確認します。同意できない場合には、この特例制度は利用できません。

（2）申請書への記入

- ① 申請書に従って、次の項目を記入します。
 - ・ 申請する日
 - ・ 申請者の住所・氏名・連絡先（自宅電話及び携帯電話）
 - ・ 入山場所、入山場所までの交通手段、自動車の駐車場所、下山場所、野営場所
 - ・ 道路を通行する日

（3）申請書の提出

記入した申請書は、郵送・FAX・メール・持参、のいずれかの方法で提出します。申請書は、利用日の前日までに（利用日が日曜・月曜の場合には金曜までに）届くように送付・送信する必要があります。

- ① 郵送の場合の送付先： 〒099-8670
北海道網走市北 7 条西 3 丁目
北海道オホーツク総合振興局 網走建設管理部 用地管理室
維持管理課 主査（道路管理） 宛
- ② F A X の場合の送信先： FAX:0152-43-4953
宛名：北海道オホーツク総合振興局 網走建設管理部
用地管理室 維持管理課 主査（道路管理） 宛

- ③ 電子メールの送信先： abashiridoboku.kanri1@pref.hokkaido.lg.jp
(アバシリドボク、カンリ1@pref. ホッカイド、エルジー.jp)
- ④ 持参の場合： 郵送先住所・担当係まで直接持参します

(4) 申請書提出後の流れ、当日の通行

- ① 必要事項が記載されていれば、申請書の提出をもって承認されたものとみなします。許可書は発行されません（許可書の発行を省略する）希望日に通行可能となります。

通行

4. その他の留意点

- ① 未申請で羅臼岳側からの知床連山縦走（下山者）の場合は、「硫黄山登山口→カムイワッカゲート」方向への通行となります。通行後のカムイワッカゲートにて申請書に記入していただくこととなります。
- ② カムイワッカゲート付近は、カムイワッカ湯の滝を目的とする多くの観光客が訪れる場所でもあり、車を停車できる場所が非常に少ないため、乗り合わせにご協力をお願いします。
- ③ この特例使用制度は、道路管理者であるオホーツク総合振興局網走建設管理部と、知床周辺の山岳会や関係行政機関・団体との数次にわたる協議を経て特別に創設された制度であり、平成23年度から試行的に実施されているものです。ここに記載されたルールに従わない登山者が多かった場合には、次年度以降に再び通行が認められなくなる可能性がありますので、趣旨をご理解の上、ルールの遵守を強くお願いいたします。
- ④ カムイワッカに至る道路（知床五湖～カムイワッカ間）は、平成27年8月1日～8月25日、及び9月13日～9月23日の間、マイカー規制が行われ、一般乗用車での立ち入りが規制されます。現地へのアクセスは、シャトルバスのみとなりますのでご注意ください。
- ⑥ この特例使用制度如何に関わらず、異常気象時などには通行が規制されることがありますのでご注意ください。

5. お問い合わせ先

■この制度に関する問い合わせ先■

北海道オホーツク総合振興局 網走建設管理部 用地管理室 維持管理課 主査（道路管理）
TEL：0152-41-0726（直通）、FAX：0152-43-4953（直通）
E-mail：abashiridoboku.kanri1@pref.hokkaido.lg.jp
公式 HP アドレス：http://www.okhotsk.pref.hokkaido.lg.jp/kk/akk/shiretoko_riyou.htm

■カムイワッカ湯の滝、シャトルバス運行、その他登山・観光全般に関する問い合わせ先■

- ① 知床観光案内所 TEL：0152-24-2639
公式 HP アドレス：http://www.shiretoko.asia/
② 斜里町役場 商工観光課 観光係 TEL：0152-23-3131（代表）
公式 HP アドレス：http://www.town.shari.hokkaido.jp/shiretoko/